

株主様各位

会社名 ダブル・スコープ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 崔 元根  
 (コード番号 6619 東証マザーズ)  
 問合せ先 取締役 大内 秀雄  
 (TEL 03-5436-7155)

## 第17期定時株主総会招集ご通知の一部修正について

当社「第17期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり修正のご連絡とさせていただきます。

なお、修正箇所につきましては、下線を付して表示しております。

### 記

#### 1. <第17期定時株主総会招集ご通知 16ページ>

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
 候補者番号3 増田 庸司

| 【修正前】                          | 【修正後】                            |
|--------------------------------|----------------------------------|
| 出席回数/取締役 <u>100%</u> (16回/17回) | 出席回数/取締役 <u>94.12%</u> (16回/17回) |

#### 2. <第17期定時株主総会招集ご通知 19ページ>

株主総会参考書類  
 候補者番号3 増田 庸司

| 【修正前】                                | 【修正後】                                  |
|--------------------------------------|--|
| 当事業年度の取締役会出席状況 <u>100%</u> (16回/17回) | 当事業年度の取締役会出席状況 <u>94.12%</u> (16回/17回) |

#### 3. <第17期定時株主総会招集ご通知 19ページ>

株主総会参考書類 (注) 5.

| 【修正前】   | 【修正後】   |
|---|---|
| 現在、当社と小林藤雄氏及び増田庸司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額であります。小林藤雄氏および増田庸司氏が社外取締役に選任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額と致します。 | 現在、当社と小林藤雄氏及び増田庸司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額であります。小林藤雄氏および増田庸司氏が社外取締役に選任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額と致します。 |

以上